

1. はじめに

すべての児童が安全な環境のもと、安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組めるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. 基本的な考え方

(1) いじめの定義

【いじめ防止対策推進法（2013.6.28 公布）第2条】

学校に在籍する児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とする。

(2) いじめの基本認識

- ①いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する慣習、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

(3) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

3. いじめの防止等の取り組み

(1) 日常の指導体制

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために、いじめ問題への対応に特化した「いじめ防止対策委員会」を設置する。「いじめ防止対策委員会」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことがないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を通して、学校全体として総合的にいじめ対策を行う。

別紙1 校内体制及び関係機関

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取り組みを行う。特にすべての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」と理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を計画的に行う。

別紙2 年間指導計画

(3) 早期発見

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためにチェックリストを別に定める。

別紙3 チェックリスト

(4) 事案対処

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、いじめの事実確認をはじめとした情報の収集並びに共有し、迅速に解決に向けた組織的対応を定める。

別紙4 指導体制

(5) ネットいじめへの対応

ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の子どもの悪口やひぼう・中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、動画共有サイトに投稿したりするなどの方法により、いじめを行うもの。

インターネットや SNS を通じて行われるいじめの行為は、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民法上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させ、効果的な未然防止取り組みを進めていく必要がある。なお、学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠である。そのため、懇談会等で以下の点を伝え、学校と家庭の双方で指導を行う。

懇談会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルール作りを行うこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

〈早期発見の観点から〉

- メールを見た時の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談すること。

4. 重大事態への対応

校長およびいじめ防止対策委員会が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき適切に対処する。

重大事態とは法第28条に規定する次の場合とする。

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

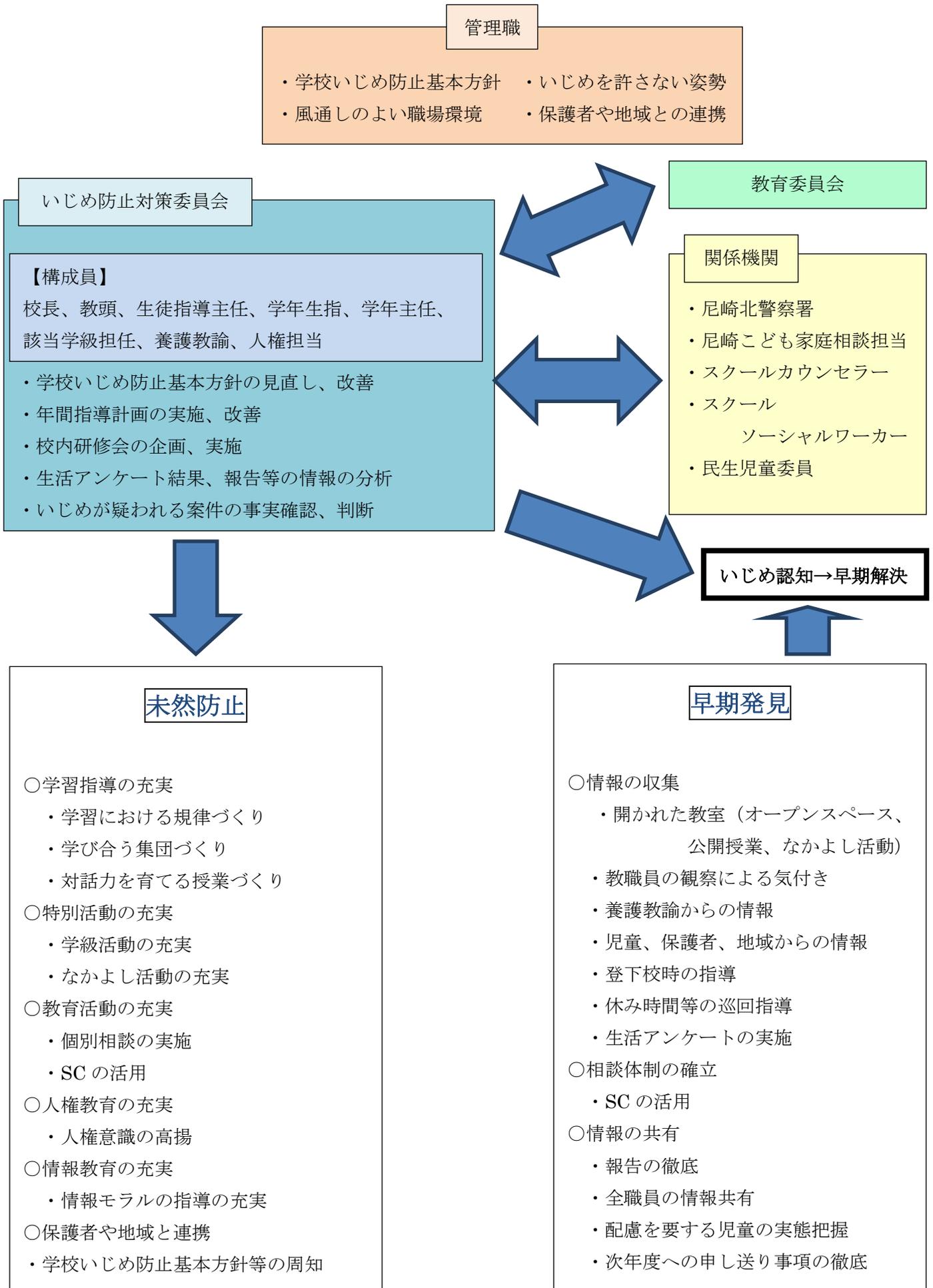
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

②いじめにより相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

5. その他

- ・学校評価による留意事項

本方針については、年度末の学校評価等で課題を精査し、より実態に合ったものとなるよう改善を図る。



別紙2 年間指導計画

1 学期	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
職員会議研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 ・年間計画立案 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 ・生徒指導交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修 ・カウンセリング研修
未然防止に向けた取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし会 		<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートに基づく相談 	
早期発見に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・地区児童会 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・生活アンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・オープンスクール 	

2 学期	9 月	10 月	11 月	12 月
職員会議研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会
防止に向けた取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ・尼北まつり 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間 ・ネット犯罪防止講演 ・アンケートに基づく相談
早期発見に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・個人懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・生活アンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・オープンスクール

3 学期	1 月	2 月	3 月
職員会議研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 ・生徒指導交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間総括
防止に向けた取り組み			
早期発見に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・オープンスクール 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・地区児童会 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談

いじめの早期発見チェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう児童がいる
- 自分たちのグループでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたり笑ったりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム等を投げている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の児童が残る
- 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- おどおどしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- にやにや、へらへらしている
- 表情が暗く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎授業中・休み時間

- 発言する友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入っている
- 教職員の近くにいたがる

◎昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

◎清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもだけに強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

学校におけるいじめ事案対応の基本的な流れ

